

Q1. 教員でなくても免許状更新講習を受講できますか？

A. 教員以外の方で免許状更新講習を受講できるのは、

- ① 校長、指導主事等の「教育の職」にある者
- ② 教員採用内定者
- ③ 教員経験者
- ④ 非常勤教員リストに掲載されているなど、教員になる見込みのある者

などですから、教員でなくても受講することができる場合があります。

Q2. 教員等以外については免許状更新講習を修了する義務が課されていないとのことですが、修了確認期限までに免許状更新講習を修了し、教育委員会に申請することもできますか？

A. 免許状更新講習を修了する義務が課されていないなくても、講習を受講でき、修了すれば、都道府県教育委員会の確認を受けることが可能です。

その場合には、修了確認期限の10年後の年度末までいつでも教壇に立てることとなります。

ホームページ

教員免許更新制

検索

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

■教員免許更新制に関するご質問・お問い合わせは  
 文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室  
 メールアドレス:menkyo@mext.go.jp  
 03(5253)4111 内線3571、3572、3573

## 教員免許更新制の導入について

～教員等の職に就いていない皆様へ～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
 CULTURE, SPORTS,  
 SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制とは・・・

- ① 教員免許状に10年間の有効期間が定められます。
- ② 免許状の有効期間を更新するため、30時間の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。
- ③ 教員免許更新制の導入前に授与された旧免許状を持っている教諭や校長等の教育の職にある方も、10年ごとの修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

### 教員でない人はどうすればいいのですか？

旧免許状を有している方であっても、教諭や校長等の教育の職になれば、免許状更新講習を受講・修了する義務が課せられていません。

そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても、免許状は失効しません。

なお、修了確認期限経過後に教員になろうとする場合には、免許状更新講習を修了し、お住まいの都道府県の教育委員会に確認の申請をしていただくことが必要です。

### 最初の修了確認期限はいつですか？

最初の修了確認期限は、教員免許更新制導入後最初に35才、45才、55才のいずれかで迎える年度末です。

栄養教諭の旧免許状をお持ちの方については、栄養教諭の免許状の授与の10年後の年度末です。

例えば

平成30年3月31日を45才で迎える方が、平成42年4月1日に教員となる場合・・・

H30年3月31日

H42年4月1日

修了確認期限

免許状更新講習

教員採用

修了確認期限まではいつでも教員になることができます。

修了確認期限後も、免許状は失効しません。

修了確認期限後に教員になる場合には、その前に更新講習を修了し、教育委員会に申請することが必要です。